

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第6号

平成18年10月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

9月は9/7に民間と行政が協働して取り組む課題についてどうやって進めるかの検討、10月から始まるタウンミーティングの各会場ごとの打ち合わせが行われました。その後、各班で地域福祉計画の骨子案の執筆が行われ、9/30には分担して執筆された骨子案を全体ですり合わせしました。タウンミーティング各会場ごとの現場の下見、打ち合わせも順次行われています。

タウンミーティング実施上の課題について

タウンミーティングは市民の皆さんが主役です。今、実行委員全員が心配していることは参加者の人数です。主役のいない舞台ほど寂しいものではありません。タウンミーティングには市長も社協幹部もこの福祉計画を練っている人も来ます。タウンミーティングに参加して、より良い佐倉をつくりだす実効性のある計画にさせてください。住んでいる地域とは違う地域のタウンミーティングも参加できます、4開催分全てに出席されることも歓迎いたします。発言を希望する方のための時間もできるかぎり確保しています。行政側が一方向的に話すわけではありません。皆さんからの発言がタウンミーティングをつくるのです。

委員の個別意見

8/26には委員の個別ビジョンも発表されました。前号に続き一例をお知らせします。

「地域福祉活動ファンド」の創設を提案します。現在、佐倉市の財政事情を見るに地域福祉の事業費予算確保は行政&議会の可能な限りの努力が必要となりますが、活動資金の充分の捻出は困難と思われます。そこで新たな資金源の創設により多様な地域福祉活動を活発化させ、血の通った地域福祉を展開する事が期待できると思われます。

1. コンセプト 行政と市民の共同取り組みをコンセプトとして以下の制度を立ち上げます。行政の取り組みとして市民税の一部(3%~5%)を資金源に当てる。民間側として市民への一般募金活動による資金募集を行います。
2. システム 「地域福祉活動ファンド」の原資の第1は、市民が市民税を納税する際、納付書に「この納付金の一部(3%~5%)を地域福祉活動資金財務委員会に寄付します。」の項目を設けて市民の自発的な意思を反映させる方法で原資を作ります。第2は、地区社会福祉協議会を軸として一般市民から、募金活動を通して資金原資を作ります。募金活動と資金運用は委員会を組織し、資金管理を行います。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第7号

平成18年11月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

十月はタウンミーティングに向けて、地域福祉計画骨子案の修正と決定がなされました。作業部会のたたき台を懇話会、庁内研究会、庁内検討会で逐次修正され、皆様にタウンミーティングで見ていただくものになりました。またタウンミーティングのリハール等も行われ、この文章が読まれているころには一通りタウンミーティングも終了していることでしょう。

タウンミーティングは中間点！！

タウンミーティングで皆様に示された骨子案は完成品ではありません。市民の皆様に手を入れていただくためのたたき台です。ですからタウンミーティングで配布された資料（骨子案）でわからないところ、入れてほしい要望がありましたらぜひ事務局あてに連絡をいただきたいのです。それが地域福祉計画の内容としてふさわしいかどうかはあまり考えなくていいのです。それがこの計画に反映するかどうかは市の他の計画との兼ね合いもありますが、作業部会としてはそれらの意見が生きるように努力いたします。また、いただいた追加意見が計画に内包されていると判断される場合もあります。その場合、見かけ上計画の文言は修正されず表現はそのままになりますことをご承知おきください。

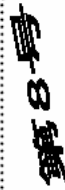
和田ふるさと館でタウンミーティング開催さる！

タウンミーティングの第一弾として、10/29に和田ふるさと館で開催されました。当日の午前中は天気が思わしくなかったのですが、午後には晴れて暑いくらいでした。参加者数133人もものたくさんの方がいらっしやってくれました。ありがとうございました。

会場から積極的な質問もあり、市長からの発言もいただけたので関係者一同がんばったかいがありました。

会場にはこれまでの経緯や、作業部会制作の福祉・医療地図、住民アンケートの集計などがあわせて展示されました。これら資料はタウンミーティングの終わったあとでも、市役所の社会福祉課、社会福祉協議会に問い合わせれば、閲覧することができます。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース



平成18年12月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

11月は5日に中央公民館、11日に志津コミュニティセンター、12日に間野台小学校でのタウンミーティングの開催とそで交わされた意見をどう地域福祉計画に反映していくかが11月27日に話し合われました。11/27の会合では今までの所属別に開催されていた会合を執筆班として案件ごとに編成することが決まりました。執筆班はタウンミーティングで示した骨子案を加筆・修正して素案としてまとめてまいります。

タウンミーティング実施報告

下記のとおり滞りなくタウンミーティングを終了することができました。市民の皆様、関係者の方々本当にありがとうございました。

日時 平成18年10月29日(日) 13:00から16:40まで
場所 和田ふるさと館
参加数 133人

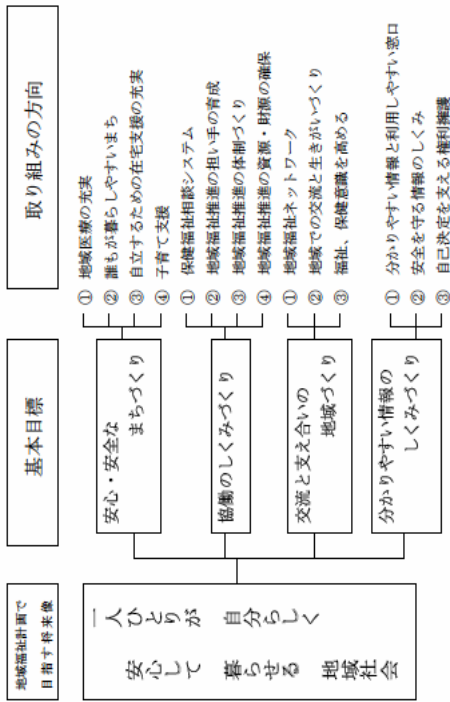
日時 平成18年11月5日(日) 13:00から16:40まで
場所 中央公民館
参加数 171人

日時 平成18年11月11日(土) 13:00から16:40まで
場所 志津コミュニティセンター
参加数 198人

日時 平成18年11月12日(日) 13:00から16:40まで
場所 間野台小学校
参加数 205人

参加者数 4 会場合計 述べ 707人(このうち運営もお手伝いいただいた方が延べ194名いらっしゃいました。)

地域福祉計画の体系図



タウンミーティングではこんな意見ができました

とてもたくさんのご意見を頂いたのとでも全部は載せられませんが、できる限り掲載させていただきます。

- 多くの目標を設定しすぎていると考える。もっとしぼって再設定すべき(例えば電柱地中化一つとっても三年で終了しない)。成功しない計画は人をひきつけることができな。 (中央公民館)
- はじめて内容をみたので良く見てみたい。話をお聞きした範囲では関係者の皆様の努力が見えるような気がします。なにより行政と民との協働がいかに良く機能することかと思えます。(間野台小)
- 路線バス便数近年極端に減ってしまい佐倉の病院への通院に老人は非常に困っています。又、老人クラブ会議や行事参加にも困っている。(和和)
- 地域福祉計画と障害福祉計画の関係は委員はどう考えているのか。障害福祉は大きな分野、住民の協働と言うなら障害福祉も含めてやっていただきたい。(志津) つづく

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第9号

平成19年1月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

12月は骨子案の細部を充実させた素案のたたき台をまずつくりました。これにタウンミーティングの意見をどうやって織り込み、素案を完成させるのか今後検討して行きます。また行政と市民との協働について双方から人員を出して方向付けをすることが決まりました。

「協働」とはなんですか

佐倉市と市民が協働して解決すべき福祉課題を指します。今回の計画は、策定活動そのものが「協働」なのです。そもそもいつの時代も福祉課題は協働課題と言えるほど難しい問題なのです。それを今回の計画がどこまで改善できるか？その為に集まり、協議を重ねているのです。大事なのは問題解決であり、「協働のしくみづくり」を目的にはいけないということです。

ではどう「協働」を進めていくかですが、計画と評価そして「覚悟」が必要です。これらは言葉だけの福祉計画はらない等の市民の声があってはじめて現実味を帯びてくるのです。今後とも皆さんの声をお待ちしております。

タウンミーティングではこんな意見がでました。

- 市内のグループホームが充実していない。グループホームを作りやすくするよう計画に盛り込んで欲しい。
- 心の傷を負ったままの大人は、障害者でもない・子供でもないで福祉の対象になる肩書きがない。従ってどこに助けを求めればいいのか、行政のどこに行けばいいのか。それらの思いをどうぶつければいいのか悩んでいる。
- 生涯健康指導士を養成しているが、県・市でデータベースを作り有効活用できると良いのでは。
- 今まで企業戦士だったが福祉への転換が大変だった。市民カレッジ福祉に三年通ってやっと福祉の頭に転換できた。
- 教育と福祉の連携が図られていない。計画に教育の項目も入れて欲しい。
- 印旛自閉症協会で活動しているが、発達障害者の位置づけがない。
- カタカナ言葉には注釈をつけるなどわかりやすくしてほしい。
- 骨子案にはノーマライゼーションの表現、言葉が少ない。骨子案には、「交流」という文字ではなく、「共に生きる」という文言を。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第10号

平成19年2月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮らせる 地域社会

ただ今、計画策定中！

佐倉市地域福祉計画（市が市民と協働して策定する行政計画）のもととなる「策案」を策定中です。これは昨年、和田地区、佐倉地区、志津地区及び日井地区の4会場で行った「佐倉市地域福祉計画・佐倉市地域福祉活動計画タウンミーティング」で市民の皆様にお示ししました骨子案を文章化し、計画の詳細を明らかにするものです。現在、執筆のため4つのワーキンググループ（WG）に分かれて活動を進めています。

①安全・安心なまちづくりWG

このグループは「地域のすべての人が、健康で安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します」をもちに、

- 1 地域医療の充実
- 2 誰もがくらしやすいまち
- 3 自立するための在宅支援の充実
- 4 子育て支援

の4つの分野について、市の施策を定めめます。



②協働のしくみづくりWG

このグループは「住み慣れた地域でいつまでも生活していくために市民が自主的、主体的に活動できるように市と市民の協働体制を推進します」をもちに、

- 1 保健福祉相談システム
- 2 地域福祉推進の担い手の育成
- 3 地域福祉推進の体制づくり
- 4 地域福祉推進の資源・財源の確保

の4つの分野について、市の施策を定めめます。

③交流と支え合いの地域づくりWG

このグループは「自分らしく生き生きと暮らし、皆が手をつなぎ支え合い、助け合う地域社会をつくります」をもちに、

- 1 地域福祉ネットワーク
- 2 地域での交流と生きがいづくり
- 3 福祉、保健意識を高める

の3つの分野について市の施策を定めめます。



④分かりやすい情報のしくみづくりWG

このグループは「必要なひとに適切な福祉サービスを提供するために親身になった分かりやすい情報の仕組みづくりをします」をもちに、

- 1 分かりやすい情報と利用しやすい窓口
- 2 安全を守る情報の仕組み
- 3 自己決定を支える権利擁護

の3つの分野について、市の施策を定めめます。

各WGは、3月末を目指して文字とおり「四苦八苦」しながら策案を執筆しております。また執筆後も、より良いものにしようとWG会議で文章の修正を繰り返しており、新しい発見の連続でエキサイトしております。

編集後記

地域福祉計画につきまして、ご意見・ご感想がございましたらお寄せいただければ幸いです。



◎今後のおおまかなスケジュールお知らせします。

3月下旬ごろ
策案の策定、市長への提言

4月から5月まで（日程未定）
パブリックコメント（※）

6月
計画の決定、公表

※ 「パブリックコメント」とは、市民の意見を反映した施策等を実施するため、その案の策定の過程において行政が公募によって市民から意見を求めること。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第11号

平成19年3月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局

(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

E-mail shakaifukushi@city.sakura.lg.jp

作業報告

各WG（ワーキンググループ）は、1月31日をめどに第1次の素案を完成させました。これを受け、2月14日に行政側の佐倉市地域福祉計画策定研究会（班長相当職が主なメンバー）、同検討会（課長相当職が主なメンバー）が相次いで開催され、修正、変更を加えて各WGに戻して、第2次素案の完成にむけて執筆中です。

一例を挙げますと基本目標4「分かりやすい情報のしくみづくり」WGでは1月9日、11日、23日、2月15日、26日に会議を開き、総合案内、権利擁護等の課題について活発な議論を行い、素案に反映させております。

今後の予定

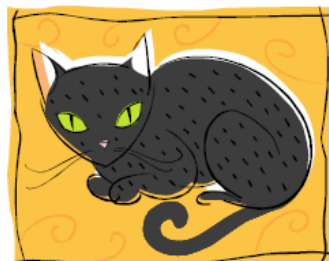
- 3月6日 第2次案締切り
- 3月12日 佐倉市地域福祉計画策定研究会
第2次素案の検討、修正
- 3月14日 佐倉市地域福祉計画策定検討会
第2次素案の検討、修正
- 3月16日 佐倉市地域福祉計画策定作業部会
研究会、検討会の修正事項を検討
- 3月19日、20日 各WG会議
作業部会の結果を受け修正
- 3月29日 佐倉市地域福祉計画策定懇話会
第2素案の検討



◎ 編集後記

今年は、2月の第4週あたりから花粉が飛んでおります。

編集中の小生も、鼻をぐずらせながら執筆。杉の「恋の季節」が早く終わることを祈るばかりです。



佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第12号

平成19年5月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局

(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

E-mail shakaifukushi@city.sakura.lg.jp

作業報告

いよいよ計画策定の終盤に入り、素案を決める最終段階となっております。

○ 策定経過

3月29日 佐倉市地域福祉計画策定懇話会

→地域福祉推進圏域の内容について、作業部会に再審議を依頼

4月11日 地域福祉推進圏域の研修会

→地域福祉推進圏域の意義、役割等について、研究会、検討会の会員に対して研修（順天堂大学講師 松山毅氏による講義）

4月19日 佐倉市地域福祉計画策定作業部会

→地域福祉推進圏域の内容について再審議

4月24日 佐倉市地域福祉計画研究会

→地域福祉推進圏域について、作業部会の意見を踏まえ審議

○ 今後の予定

5月1日 佐倉市地域福祉計画策定検討会

5月18日 佐倉市地域福祉計画策定懇話会

6月20日 佐倉市地域福祉計画策定懇話会

6月28日 佐倉市地域福祉計画策定作業部会

7月 パブリックコメント

8月 計画決定、公表

☆ 地域福祉推進圏域とは

事業を効率的に行うため、一定の福祉サービスや公共施設が存在する区域として本計画で設定したものをいいます。国の指針では、人口、地理的条件、交通等を総合的に勘案して設定することが望ましいとしています。

◎ 編集後記

- ・ことしも、南からツバメが飛んできました。夫婦で巣作りの準備。南図書館の軒下で、大きな口でエサをねだるヒナの姿が今から楽しみです。
- ・先行して策定を進めていた佐倉市地域福祉活動計画が発表されました。基本理念は「わたしも あなたも いっしょにつくる いきいきと暮らせるまち 佐倉をめざして」です。

佐倉市地域福祉計画

平成20年3月

発行 佐倉市

編集 福祉部社会福祉課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町9-7番地

043-484-1111 (代表)

<http://www.city.sakura.lg.jp/>